

様式3-1

吉 田 公 園
指 定 管 理 者 仕 様 書

令和2年12月
雲 南 市

吉田公園の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 目的

本仕様書は、吉田公園の指定管理者が行う業務の内容及びその他について定めることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 名 称 吉田公園

(2) 所在地 雲南市吉田町吉田4399番地3

(3) 建物概要

建設年月日 昭和4年

敷地面積 31,247㎡

・聴流閣	木造1階建て	55.92㎡
・六角堂（子安観音堂）	木造1階建て	16.50㎡

(4) 主な施設内容

東屋4棟、物置2棟、公園トイレ（アクアメイクシステム）、時計1基、水道施設

3 休館日

設けないこととする。

4 開館時間

指定管理者と市との協議により定めることとする。

5 業務内容

(1) 雲南市吉田公園条例第1条の設置目的に沿った事業の実施に関すること。

(2) 自主事業を実施すること。

(ア) 自主事業に関する基本的な考え方

・指定管理者は、自主事業として自らの予算において、積極的に提案・実施するものとする。なお、自主事業の実施により収入（収益）が発生した場合は、その収入（収益）は指定管理者の収入となる。

(イ) 自主事業の内容

・原則として吉田公園の目的に添ったものであること。

(ウ) 対象となる施設・時間

・吉田公園全施設

(エ) 自主事業実施における留意点

- ・自主事業の内容は、毎年度事前に報告するものとする。
- ・事業計画と異なる事業を実施する場合は、事前に市と協議すること。

(3) 施設の管理に関すること。

施設及び設備の管理に関する業務

(ア) 吉田公園の適切な運営のため、指定管理者は設備等に関する保守点検、管理・清掃を行うこと。

- ・建築物、付属設備の清掃・保守点検

施設の運営に支障をきたさないよう建築物、付属設備の清掃・保守点検を行う（異常気象後の施設点検、見回りを実施すること）。また、雨漏り、壁のひびなどの、施設を管理する上で重大な不具合が発生したときは、速やかに市に報告を行う。

- ・備品等の保守管理

施設の運営に支障をきたさないよう備品等の保守、管理を行う。
破損、不具合等が発生したときは、市に報告の上対応すること。

(イ) その他吉田公園の管理運営業務

- ・施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を予防し、利用者の安全を図るよう心がける。

6 経費等について

管理運営に係る経費については、原則的に、貸館による利用料金や市からの委託料等によって執行するものとする。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に支払う。なお、支払い時期や支払方法については協定にて定める。

(2) 管理口座

経費については、団体自体の口座とは別の口座によって管理すること。

(3) 経費の執行

ア 市が支払う経費には、人件費、事務費及び管理費等が含まれる。

イ 経費執行については、収支計画書の項目の範囲内で執行するものとする。ただし、執行段階において想定しないやむを得ぬ支出が発生した場合は、事前に市長の承認を得た上で予算の流用ができるものとする。

(4) 精算及び事業報告

会計年度終了後60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- ・吉田公園の業務の実施状況及び施設の利用状況

- ・ 吉田公園の業務に係る経費の収支状況
- ・ 吉田公園の事業（自主事業）に係る経費の収支状況
- ・ 上記事項のほか、吉田公園の業務の実態等を把握するために必要な事項

(5) 経理事務

指定管理者は、帳簿等を管理し適切なる経理事務を行うこと。

(6) 検査

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行う。

7 物品等の帰属

指定管理者が、指定期間中に管理経費により購入した物品については雲南市の所有に属するものとする。

8 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

9 業務実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、「公の施設」であることを念頭に置き、公正・公平な運営を図ること。（地方自治法第244条を参照のこと）